

支援金全般や基礎支援金に関すること

Q1 居住の実態と住民票上の住所や世帯構成等が異なる場合、どう対応したらよいですか。

A1 支援は建物単位ではなく世帯単位であり、世帯の認定や生活本拠の確認は、原則、住民票（被災時点での情報）が基本となります。

そのため、住民票上の住所や世帯構成と実態が異なる場合、以下の対応が必要となります。

○ 被災住宅の住所に住民票を置いていなかった場合

被災住所に生活の本拠があったことがわかる証明書類（使用場所が記載され被災日を含む使用実績がある公共料金領収書写し^(注)や、自治会長または民生委員による居住証明書等）が必要です。

○ 住民票上の世帯主以外の被災時同一世帯員が世帯主として申請する場合

被災時同一世帯員の方の生計維持証明書類（公共料金契約名義の写し^(注)）が必要です。

○ 住民票を一にする世帯がそれぞれ別世帯として申請する場合

住民票上の世帯主と住民票上の世帯主ではない世帯員がそれぞれ別で契約者となっていることがわかる生計別証明書類（双方の公共料金契約名義の写し^(注)）が必要です。

○ 住民票上は世帯分離、実態は生計同一であり、一つの世帯として申請する場合

市区町村の担当窓口でお伝えをお願いします。一度、本内容で基礎支援金を申請、受給した場合、住民票上の一方の支援金を受け取らなかった世帯主は別世帯として申請、受給することはできませんので、ご注意ください。

○ 被災時同一世帯員の中で住民票上は世帯員だが、居住実態がない世帯員がいる場合

市区町村の担当窓口でお伝えをお願いします。

(注)「公共料金」と記載のある書類について、公共料金とは「水道、電気、ガス」の水道光熱費を指し、固定電話料金やNHK（日本放送協会）の受信料等は含みません。

Q2 世帯主以外の被災時同一世帯員が支援金の申請、受給することはできますか。

A2 法律において、被災時の世帯主に支給することとなっております。やむを得ない事由等により被災時同一世帯員の受給としたい場合は、委任状等が必要になります。

また、受給を委任できるのは被災時同一世帯員のみであり、親子でも被災時別世帯員の場合は委任することはできません。

Q3 被災後に結婚や離婚により姓が変わった場合、申請に必要な書類はありますか。

A3 改姓がわかる公的証明書を提出してください。また、被災後に世帯構成が変更となった場合でも世帯の基準となるのは、被災時点での世帯主や世帯構成となりますので、原則、被災時の世帯主へ支給することになります。（1被災世帯に1度のみ、世帯主へ支給）

支援金全般や基礎支援金に関すること（続き）

Q4 被災後に当時の世帯主が亡くなった後、申請に必要な書類はありますか。

A4 複数世帯（被災時2名以上の世帯）の場合、被災時同一世帯員の申請、受給となりますので被災時世帯主の住民票除票を提出してください。預金通帳の写しは、被災時同一世帯員のものを添付してください。

単数世帯（被災時1名の世帯）の場合、世帯が無くなるため、申請できません。また、申請後でも支給前（支給決定通知書到達前）に亡くなられた場合には支援金は支給できません。

Q5 住民票を置いていた住所の住宅が被災しましたが、被災時に住んでいなかった当該住宅は支援の対象となりますか。

A5 対象となりません。

居住していた住宅が被災した場合に支援の対象となりますので、例えば、被災日時点で施設に入所していたり、別荘や空き家等で生活の本拠ではない住宅であったりする場合は対象外です。

Q6 被災時、借家やアパート等の賃貸住宅に居住していた場合も対象になりますか。

A6 自己所有の住宅に限らず、借家やアパート等の賃貸住宅に居住していた場合でも罹災判定が中規模半壊以上（半壊の場合は解体した場合）で支給要件に該当する場合は対象となります。過去の法改正で所有者だけでなく、非所有者に対しても被災者であれば支援金の支給が行えるよう整理されました。

Q7 借家やアパート等を所有している大家は、支援の対象とならないのはなぜですか。

A7 居住する住宅が被害を受けた世帯に対して支援する制度ですので、大家本人が実際に居住している住宅で、支給要件に該当する場合は対象となりますが、国の制度に関する検討会の中で、事業用資産は保険等による備えが基本であり、被災後の支援は融資が原則であるとされたためです。

Q8 被災者生活再建支援金は、所得税の確定申告をする必要はありますか。

A8 ありません。被災者生活再建支援金は、住宅に被害があった世帯に対して、生活の再建支援のために支給されるため、法律により所得税・住民税等の租税その他の公課は課されないこととなっています。

Q9 外国人でも申請、受給することはできますか。

A9 被災時、日本国内に住民票があれば外国人の方でも申請可能です。振込口座は日本国内の金融機関に限ります。また、加算支援金の申請の際の再建場所は日本国内でなければなりません。

振込先の口座名義の確認のため、ローマ字表記（又は漢字表記）とフリガナ表記の一致が確認できる預金通帳の写し表面と中面の両方を提出してください。

支援金全般や基礎支援金に関すること（続き）

Q10 店舗兼住宅の建物に居住していて被災し、半壊解体世帯として申請する場合の解体の範囲や程度を教えてください。

A10 住宅部分の罹災判定が半壊以上で、解体世帯として申請する場合、建物全てが解体されていること（全部解体）が必要です。解体の程度は、基本的に更地の状態となる必要があります。柱が残っている、建物の一部分が残っている等の状態は対象外となりますので、ご注意ください。

なお、複数の建物が接していたり渡り廊下もしくはこれに類するもの（「渡り廊下等」という。）で繋がっていて一体となっていたりする場合や、母屋と離れ等で2つ以上の建物が一体として罹災判定がされている場合はいずれも1つの建物となり、1棟にしか被害がない状況であっても全て解体する必要があるので、ご注意ください。

※環境省の公費解体制度と当制度は異なります。

【例図】



2棟の建物が左記の被害の程度だった場合

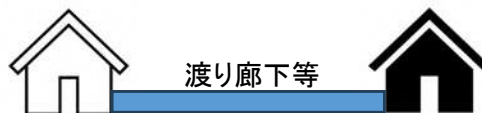
①建物が離れ、罹災判定がAのみ
→Aの解体のみで申請可能

②建物が離れ、2棟を一体としてまとめて罹災判定がされている
→1つの建物として、A、Bのいずれも解体が必要



③建物が渡り廊下等で繋がっており、それぞれで罹災判定されている
→1つの建物として、A、B、渡り廊下等のいずれも解体が必要

④建物が渡り廊下等で繋がっており、2棟を一体としてまとめて罹災判定がされている
→1つの建物として、A、B、渡り廊下等のいずれも解体が必要



⑤建物同士が接しており、それぞれで罹災判定されている
→1つの建物として、A、Bのいずれも解体が必要

⑥建物同士が一体となっており、2棟を一体としてまとめて罹災判定がされている
→1つの建物として、A、Bのいずれも解体が必要



加算支援金に関すること

Q11 基礎支援金の申請中に加算支援金の申請をすることはできますか。

A11 可能です。ただし、基礎支援金の支給後に加算支援金の支給という流れとなります。基礎支援金と加算支援金を同時に申請することも可能です。

Q12 基礎支援金の対象世帯であるにもかかわらず申請期限内に基礎支援金を申請できませんでした。この場合に加算支援金のみを申請することはできますか。

A12 できません。加算支援金は、基礎支援金に加えて支給されるものであるため、基礎支援金の対象である世帯が申請期限内に基礎支援金の申請を行わなかった場合において、加算支援金のみを申請することはできません（中規模半壊世帯を除く）。

Q13 再建場所は被災した住宅の土地でなければならないでしょうか。

A13 日本国内であれば、再建場所は問いません。

Q14 再建に係る契約書の契約名義は誰であればよいでしょうか。

A14 被災時世帯主又は被災時同一世帯員の契約名義が必要です。また、被災時別世帯員との共同名義も可能となっています。

なお、被災時世帯主又は被災時同一世帯員の契約名義ではない場合において、実質的には被災時世帯主や被災時同一世帯員との共同名義であることが確認できる書類（当センター所定のもの）を提出可能である場合は、上記の限りではありません。

Q15 被災後に世帯分離した場合は、加算支援金をそれぞれ申請することはできますか。

A15 できません。あくまでも被災時点での世帯が基準となります。

Q16 【建設】区分の契約書で確認するところはどこでしょうか。

A16 主に以下の点を確認しています。

- ・ 工事内容（被災世帯の居住する住宅の建設工事であるか）
- ・ 工事場所（再建場所）
- ・ 請負金額（自己負担があるか）
- ・ 工期（完成日がいつか）
- ・ 契約日（被災後の契約かどうか）
- ・ 双方署名捺印

※確認できない場合、追加で他の書類提出を求めることがあります。詳細は当センターHP掲載の「申請書類チェックシート」をご参照ください。

加算支援金に関すること（続き）

Q17 【購入】区分の契約書で確認するところはどこでしょうか。

A17 主に以下の点を確認しています。

- ・ 物件種別（被災世帯の居住する住宅の購入であるか）
- ・ 購入金額（自己負担があるか）
- ・ 契約日（被災後の契約かどうか）
- ・ 所在地（再建場所）
- ・ 引渡日（引渡日があるか）
- ・ 双方署名捺印

※確認できない場合、追加で他の書類提出を求めることがあります。詳細は当センターHP掲載の「申請書類チェックシート」をご参照ください。

Q18 【補修】区分の契約書で確認するところはどこでしょうか。

A18 主に以下の点を確認しています。

- ・ 工事内容（被災世帯の居住する住宅の補修工事であるか）
- ・ 金額（自己負担があるか）
- ・ 契約日（被災後の契約かどうか）
- ・ 工事場所（再建場所）
- ・ 工期（完成日があるか）
- ・ 双方署名捺印

※確認できない場合、追加で他の書類提出を求めることがあります。詳細は当センターHP掲載の「申請書類チェックシート」をご参照ください。

Q19 【補修】区分で契約を締結しない場合の提出書類は何を用意したらよいでしょうか。

A19 補修区分で契約を締結せず補修工事等を行う場合、以下の書類で上記の項目を確認をします。

- ・ 見積書 + 領収書
- ・ 注文書 + 注文請書
- ・ 請求書 + 領収書
- ・ 注文請書 + 領収書

※契約書で確認する項目について上記書類で確認できない場合、追加で他の書類提出を求めることがあります。詳細は当センターHP掲載の「申請書類チェックシート」をご参照ください。

Q20 再建先の住宅の補修工事が完了し引渡しも済んでいるため、申請しようと考えていますが、個人的な事情によりまだ再建先に居住できていません。支給要件に該当しますか。

A20 本制度は被災世帯が居住するための住宅の再建に係る支援ですので、申請の時点で引渡後から一定期間が経過しても再建先に居住していない場合は、その理由を確認します。やむを得ない理由でない場合は、住民票の写しや公共料金の支払書類等を追加でご提出いただきそれにより再建先への居住が確認でき次第、支援金を支給します。

Q21 【建設】と【補修】の定義を教えてください。

A21 従前の建物の一部を新しい住宅の一部として使用しないで住宅を造ることを住宅の「建設」とし、従前の建物の一部を新しい住宅の一部として使用して住宅を造ることを住宅の「補修」とされています。

加算支援金に関すること（続き）

Q22 【賃借（賃貸住宅）】区分の契約書で確認するところはどこでしょうか。

A22 主に以下の点を確認しています。

- ・賃貸物件（被災世帯の居住する住宅なのか）
- ・物件種別（居住用か）
- ・家賃（自己負担があるか）
- ・物件所在地（再建場所）
- ・契約期間（入居の始期と終期がいつか）
- ・双方署名捺印
- ・契約日（被災後の契約かどうか）

※確認できない場合、追加で他の書類提出を求めることがあります。詳細は当センターHP掲載の「申請書類チェックシート」をご参照ください。

Q23 【賃借（賃貸住宅）】区分で支給対象外となる施設はどこでしょうか。

A23 【賃借（賃貸住宅）】区分で支給対象外となるのは以下の施設です。

○公営住宅法に基づく公営住宅

○災害公営住宅

○仮設住宅（賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）含む）

○介護保険における施設サービス提供機関（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院の4施設）

○オーナーが入居しているサブリース物件、転貸借物件

また、あくまで賃借のため費用（自己負担）が発生しない場合は、上記以外でも支給対象外です。

Q24 元々公営住宅やみなし仮設住宅に入居していましたが、そこを退去し、自己負担を伴う賃貸借契約を締結した場合、加算支援金の申請はできますか。

A24 できます。ただし、申請日時点での再建方法による申請となりますので、過去の賃貸物件等で申請時点で居住していない物件では、申請時点では別の再建を選択しているものとして、申請できません。（例：被災後、民間賃貸入居→退去後、親族の家に同居した状態で申請した場合、すでに退去している賃貸契約での加算支援金の申請はできません。）

Q25 再建先としてトレーラーハウスを購入し居住しようと考えていますが、【建設・購入】区分として加算支援金の対象となりますか。

A25 トレーラーハウスを購入しただけでは「車両の購入」となり、住宅ではないため、【購入】区分の対象とはなりません。

ただし、以下の2つの条件が揃っていることが確認できれば、【建設】区分として対象とできるケースもあります。その場合、以下の内容を客観的な書類により審査しています。

①簡単に移動することができないような基礎工事がされており、建築確認済証等の「一戸建ての住宅」の記載等により、建築基準法上の「住宅」であることが確認できること。

②その建物の中に居室、風呂、トイレ、キッチンのすべてが揃っている（住宅としての機能が完結している）こと。

※その他、コンテナハウス、ユニットハウス、プレハブ、3Dプリンター住宅等、一般的な住宅とは異なる形態の住宅についても同様です。

加算支援金に関すること（続き）

Q26 被災後、複数世帯であるため被災世帯の中で再建方法が1つではなく複数ある場合、加算支援金の申請をどのように考えたらいいでしょうか。

A26 被災時世帯の中で再建方法が異なる場合でも、支給できる支援金は1世帯につき1つのため、いずれか1つの再建方法により申請してください。

原則は世帯主の再建方法に応じますが、世帯員の再建がその被災世帯の再建方法であると被災世帯内で合意がなされている場合は、その再建方法でも申請可能です。

ただし、被災世帯の中でどなたかが公営住宅法に基づく公営住宅などの対象外施設^(注)に居住していることが判明した場合、その被災世帯は公的支援を受けて生活の再建が完了したものと整理しているので、申請できません。なお、対象外施設を退去したら申請可能となります。

(注)「公営住宅法に基づく公営住宅などの対象外施設」とは、本資料6ページのQA23に記載の施設のうち「仮設住宅（賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）含む）」を除く全ての施設を指します。

Q27 仮設住宅に入居中に住宅再建の契約をしたとき、引渡しを受けてからでないと加算支援金の申請はできませんか。

A27 引渡し前でも申請は可能ですが、引渡し後には被災世帯全員が仮設住宅を必ず退去することが前提であり、その確認を行っています。